

令和2年8月31日

保護者の皆様

福井大学教育学部附属特別支援学校
校長 坂田 登

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(お知らせ)

処暑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。夏季休業が終わり学校を再開しましたが、県内で新型コロナウイルス感染が再拡大する様相も見受けられ、福井市内の小中学生が感染し学校が臨時休業となるなど、状況は予断を許さない中でご心配をおかけしておりますが、保護者の皆様には適切なご対応をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、文部科学省および福井県の方針にしたがい、下記のように対応させていただきますので、お知らせいたします。万が一、お子様やご家族の方が相談窓口にお問い合わせの結果等により検査を行うこととなった場合、感染者や濃厚接触者として認められた場合、あるいは感染者と接触した可能性がある」と判断された場合は、速やかに学校へご連絡ください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続きご理解とご協力をお願いします。

記

1 児童生徒等が感染した場合

①当該児童生徒の対応

当該児童生徒は完治するまで出席停止（欠席日数とはならない）とする。

②学校の対応

- ・保健所等と協議した上で、学校の全部または一部をおおむね3日間閉鎖し、校内の消毒を行う。
ただし、校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、休業期間の延長を検討する。
- ・本校に通学する児童生徒は出席停止扱い（欠席日数とはならない）となる。

2 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

①当該児童生徒の対応

当該児童生徒のみ、保健所が指示する期間（感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間）を出席停止（欠席日数とはならない）とする。

②学校の対応

学校は通常どおりとする。

3 児童生徒の家族等が濃厚接触者に特定されたが、児童生徒は濃厚接触者に特定されていない場合 (例：家族が外出先で濃厚接触者となったが、その子どもは濃厚接触者となっていない)

①当該児童生徒の対応

保護者から感染が不安で休ませたい旨の相談があった場合においては、出席停止（欠席日数とはならない）とする。

②学校の対応

学校は通常どおりとする。